

消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部（第2回）議事要旨

日時：平成25年3月22日（金）7：50～8：00

場所：院内大臣室

出席者：

社会保障・税一体改革担当大臣 甘利 明

副総理兼財務大臣 麻生 太郎

総務大臣 新藤 義孝

経済産業大臣 茂木 敏充

内閣官房長官 菅 義偉

厚生労働大臣 田村 憲久

農林水産大臣 林 芳正

国土交通大臣 太田 昭宏

内閣府特命担当大臣（消費者） 森 まさこ

公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣 稲田 朋美

内閣官房副長官 加藤 勝信

公正取引委員会委員長 杉本 和行

内閣官房副長官補 佐々木 豊成

〔議事の経過〕

1 会議の冒頭に本部長である甘利大臣から挨拶があった。

○ 本日は、転嫁対策に関する現政権の初めての閣僚級会合になる。

○ 消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって、大きな懸念事項となっている。事業者の方々の懸念を払拭するためにも、関係省庁間の連携を密にしつつ、一つ一つ丁寧に対応していく必要があると考える。関係閣僚においては、消費税の転嫁対策にしっかりと取り組んで頂くようお願いする。

2 甘利大臣の司会進行の下、議事が進められた。

○ 対策推進本部の改組について、甘利大臣から資料1のとおり行った旨報告があった。

○ 転嫁対策法案について、その内容を確認し、対策推進本部として了承した。また、同法案の提出を機に、政府全体として進めていく転嫁対策について、今後の取組みを一層強化することを確認した。

○ 公共料金について、どのように消費税の価格転嫁を行うか検討を進めているところ、消費税の価格転嫁の検討とは別に消費者庁が関係省庁とともに公共料金の在り方に関する議論を行ってきていること等を踏まえ、対策推進本部において、各公共料金に共通する消費税の価格転嫁に関する基本的な考え方を整理し、5月を目途に公表する方向で検討を進めることを確認した。

3 甘利大臣から、出席者に発言を求めたところ、以下の発言があった。

(稲田内閣府特命担当大臣)

- 今般の消費税率の引上げに際し、中小零細事業者を中心に、消費税の価格への転嫁について懸念が示されている。中小零細事業者等が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備していくことが極めて重要な課題となっている。
- そこで、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、転嫁対策法案を取りまとめ、本日の閣議に付すこととなった。ご協力を頂いた関係省庁に対し、この場を借りて御礼申し上げたい。
- 同法案の早期成立を目指すとともに、強力かつ実効性のある転嫁対策を着実に進め、消費税の転嫁対策にしっかりと取り組んでいくことが重要である。関係省庁においては、引き続きよろしくお願ひしたい。

(麻生財務大臣)

- 今回の転嫁対策は、消費税の引上げを円滑に実施していく上で、最も重要な環境整備の一つである。
- 転嫁対策法案の検討に当たっては、与党から色々のご意見が出たが、関係業者からのヒアリングを重ねて、精力的にご議論頂いた。関係省庁のご尽力にも心から敬意を表したい。
- 今後、この法案の早期成立、早期施行に向け、一丸となって協力、努力していく必要がある。事業者、特に中小事業者の価格転嫁に対する不安をできる限り取り除くことが最大の目的なので、財務省としても最大限の取組みを行ってまいりたい。引き続きご協力頂くようお願いしたい。

(森内閣府特命担当大臣)

- この転嫁対策法案で禁じている「消費税を転嫁していない旨の表示」については、想定される表示や広告、「消費税〇〇セール」などといった表示や広告を念頭におきつつ、できるだけ早くガイドラインを作成し、具体的な事例を分かりやすく示したい。
- 本ガイドラインの作成や事前広報、違反行為の取締りに当たっては、関係省庁間の密接な連携が不可欠なので、関係閣僚のご協力をよろしくお願いしたい。

(茂木経済産業大臣)

- 消費税は価格転嫁を通じて最終的に消費者の皆様にご負担頂くわけであるが、中間段階で立場の弱い下請・中小企業にしわ寄せが行くおそれがある。
- 経済産業省としては、今回の転嫁対策法案を踏まえ、転嫁拒否等の監視・取締り体制を構築していきたいと考えている。また、関係省庁、更には中小企業団体とも連携し、事業者からの相談体制を整備するとともに、事業者に対する広報・指導もしっかりと行っていく。

- 4 各大臣からの発言を受けて、甘利大臣から発言があった。
- 関係閣僚におかれては、この転嫁対策法案の早期成立を図るとともに、事業者に対する制度の周知、転嫁状況等に関する調査・監視体制の強化等の取組みに万全を期すようお願いする。

(文責：内閣官房消費税価格転嫁等対策準備室 事後修正の可能性あり)